

議員提出議案第4号

救急搬送による選定療養費の徴収は保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における場合は運用外とすることを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月17日 提出

守谷市議会
議長 寺田 文彦 様

提出者 守谷市議会議員 山田美枝子

賛成者 守谷市議会議員 小菅 勝彦

賛成者 守谷市議会議員 海老原博幸

令和 年 月 日 原案 決

救急搬送による選定療養費の徴収は保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における場合は運用外とすることを求める意見書

茨城県で 2024 年 12 月 2 日から、救急搬送における選定療養費の徴収が運用開始された。徴収対象となる医療機関（22 の大病院）に救急搬送された患者のうち、医師が緊急性なしと判断した場合に選定療養費を徴収することで混雑を防ぎ、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的としている。2024 年 12 月から 2025 年 2 月までの 3 か月間の徴収件数は 940 件で、救急搬送数に対する平均徴収率は 4.2%となっている。

県が行った検証では、救急電話相談で「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。

福祉や教育現場では、苦痛や症状を的確に伝えられない場合もあり、子どもや高齢者、障がい者の特性を鑑みると、救急車要請が必要かの判断は非常に難しく、職員や教員に判断の責任が課せられる。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万一にも手遅れになることは絶対に避けなければならない。

以上のことから、現場の職員や教員が救急車要請を必要だと判断した場合、ためらうことなく救急車要請ができるよう、以下の事項を要請する。

記

- 一、 救急搬送における選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での徴収は行わないこと。
- 二、 「運用状況の検証のための会議」のメンバーに福祉や教育の現場関係者及び徴収対象外の二次医療機関関係者等も加え、より幅広い視点に立った検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

茨城県守谷市議会

(提出先)

茨城県知事

提案理由（議員提出議案４号）

提案理由を申し上げます。

救急搬送による選定療養費の徴収は保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における場合は運用外とすることを求めるため、意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願いいたします。